

諮問第 2 号の答申

平成20年に実施される漁業センサスの計画について

本委員会は、農林水産省が平成20年に実施を予定している漁業センサス（指定統計第67号を作成するための調査）の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。

(2) 理由等

ア 調査体系について

「漁業経営体調査」及び「内水面漁業経営体調査」は、漁業センサスの漁業に係る産業統計としての位置づけを明確にする観点から、実質的に漁業を営んでいない官公庁・学校・試験場を調査対象から除外することとしている。しかしながら、除外する事業所の中には、日本標準産業分類において漁業に分類される、都道府県の栽培漁業センター、水産増殖センター等も含まれていることから、これらについては調査票等に必要な修正を加え、引き続き把握する必要がある。

「漁業従事者世帯調査」は、前回調査に対する統計審議会の「諮問第288号の答申」（以下「前回答申」という。）における「本センサスの産業統計としての性格にかんがみ、次回調査に向けて、漁業生産に直接従事する者の実態を把握する調査とする方向で見直す必要がある。」との指摘を踏まえ、廃止することとしているが、同調査で把握していた男女別年齢階層別の漁業従事者数については、「漁業経営体調査」において引き続き把握することとしていることから、妥当である。

「漁業管理組織調査」は、自主的に漁業管理を行っているすべての漁業管理組織を調査対象として実施してきたが、今回調査から、漁業協同組合に関連した漁業管理組織以外のその他の集まりについては除外することとしている。これについては、地域の実情に精通した職員による調査から調査員調査に移行することが予定されているため、その他の集まりを特定することは困難であり、調査対象を明確にし、調査を効率的に実施する等の観点から、妥当である。

「海面漁業地域調査」及び「内水面漁業地域調査」は、前回答申における「本センサスの目的からみて調査内容は生産条件に関連するものに限定することが妥当であると考えられる。」との指摘を踏まえ、また、産業統計としての性格を明確にする観点から、コミュニティー活動等の調査項目から祭り・イベント等を削除することとしており、妥当である。

「水産物流通機関調査」は、3つの調査票から構成されていたが、水産物卸売業者調査票及び水産物買受人調査票を廃止し、魚市場調査票のみとし、調査の名称も「魚市場調査」に変更することとしている。これについては、漁業センサスの調査体制に合わせて調査の簡素化、効率化を図るものであり、廃止する調査票で把握し

ていた従業者数、取扱金額については、商業統計調査（指定統計第23号を作成するための調査）の「生鮮魚介卸売業」の情報で代替し、水産物卸売業者数及び水産物買受人数については、魚市場調査で引き続き把握することから、妥当である。

イ 調査方法について

国の行政組織等の減量・効率化の推進に基づき、農林水産統計分野の定員が大幅に縮減されたことから、農林水産省職員による調査から調査員調査に移行することはやむを得ない対応である。

また、近年の個人情報保護の意識の高まり等を踏まえて、調査方法を面接聞き取りによる他計申告から自計申告に変更することとしている。ただし、調査客体からの申し出があった場合には、調査員による面接聞き取りも可能としており、調査の効率的実施、調査精度の維持等の観点から、妥当である。

なお、「流通加工調査」において、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）を活用したインターネット申告も可能とすることについては、調査対象である水産加工場等の事業所のインターネットの普及率は高く、調査の円滑な実施と調査客体及び調査員の負担軽減を図る観点から、妥当である。

ウ 調査事項について

調査事項については、漁業に係る産業統計としての位置づけを明確にする観点から、生産構造を捉える調査事項に限定し削減している一方、新たに策定された水産基本計画（平成19年3月）に基づく水産政策に伴う行政ニーズへの対応として、水産資源の回復・管理の推進を図る観点から、国際的な漁獲規制が強まるまぐろ類についての養殖の実態、また漁業従事者が高齢化し減少する中で、担い手の確保・育成施策等の推進に必要な新規就業者の実情等を調査事項として追加することとしている。これらについては、おおむね妥当であるが、新規就業者については、漁業センサスでの新規就業者の定義に照らし、「過去1年以内に新たに漁業を始めた人」を「過去1年以内に漁業を始めた人」に表現を修正するとともに、雇用された新規就業者については、過去1年間に30日以上海上作業を行った人の中で把握することから、作業日数の制限を設けずに把握するよう、変更する必要がある。

エ 概念・定義について

従業者について、前回調査では、「常雇」と「臨時雇・日雇」に区分して把握していたが、前回答申において、その定義が事業所・企業統計調査、工業統計調査等と異なっていると指摘されたことを受けて、今回調査では、常用雇用者の定義を事業所・企業統計調査、工業統計調査等と整合させ、これに出向・派遣受入者のうち同様の定義に合致する者、個人事業主、無給の家族従業者及び常勤の役員を含めた「常時従業者」を新たに設け、「その他」と区分して把握することとしており、妥当である。

オ 集計事項について

新規に追加した調査事項については、他の調査事項の集計結果表との整合性に配慮して集計結果表を作成することとしており、妥当である。

2 今後の課題

漁業経営体調査票等で把握する漁船の仕様等については、漁業センサスの調査体制の変化に対応して把握内容を縮減してきたが、これについては、調査の簡素化・効率化を図る観点から、やむを得ないことと考える。しかしながら、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第2項に基づき都道府県が保有している漁船登録データには、漁業種類又は用途、推進機関の種類及び馬力数、進水年月日等の情報が含まれている。このことから、漁船登録データを活用することにより、報告者の負担を増やすことなく、有用な情報を得ることが可能であると考え。したがって、今後、漁業センサスで活用可能な漁船登録データを精査し、その活用方策について引き続き検討する必要がある。



資料3の参考資料1

総政企第438号
平成19年11月12日

統計委員会委員長
竹内啓殿

総務大臣
増田寛也

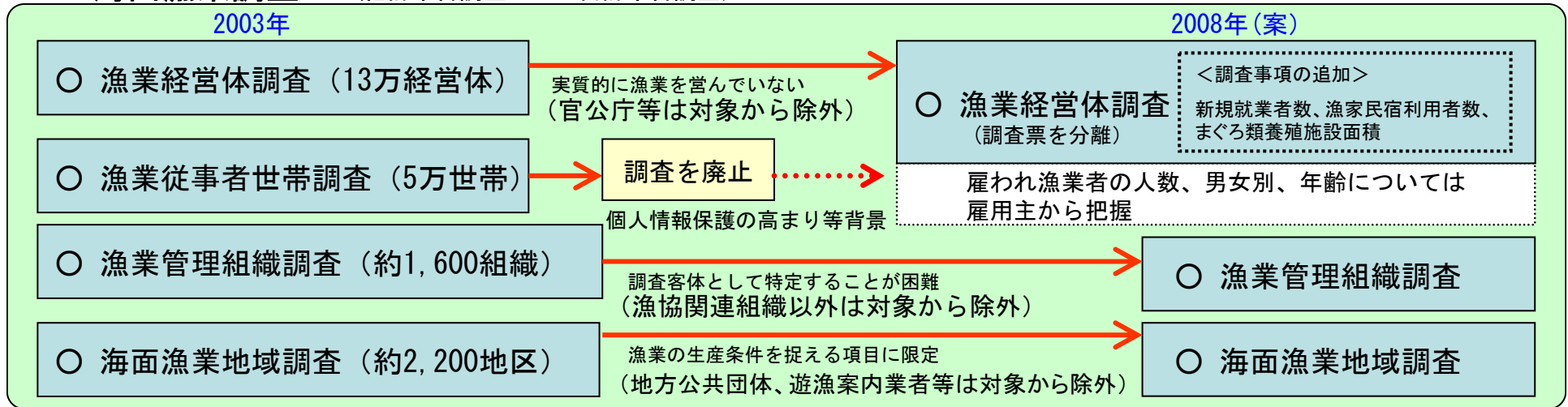


諮問第2号
平成20年に実施される漁業センサスの計画について（諮問）

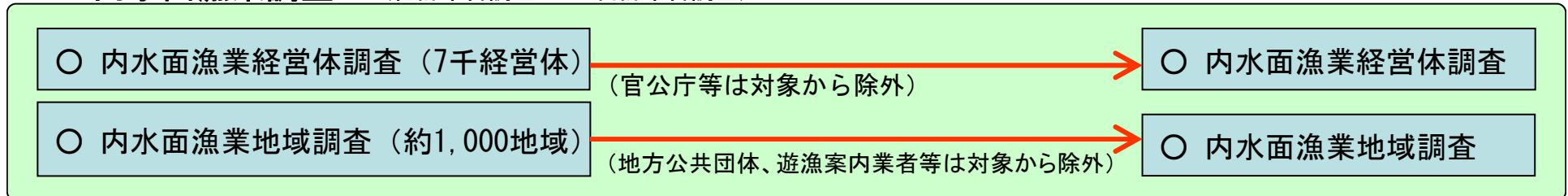
標記について、平成19年10月29日付け19統計第568号により農林水産大臣から別添「漁業センサスに係る承認について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

2008年漁業センサス調査体系の見直し

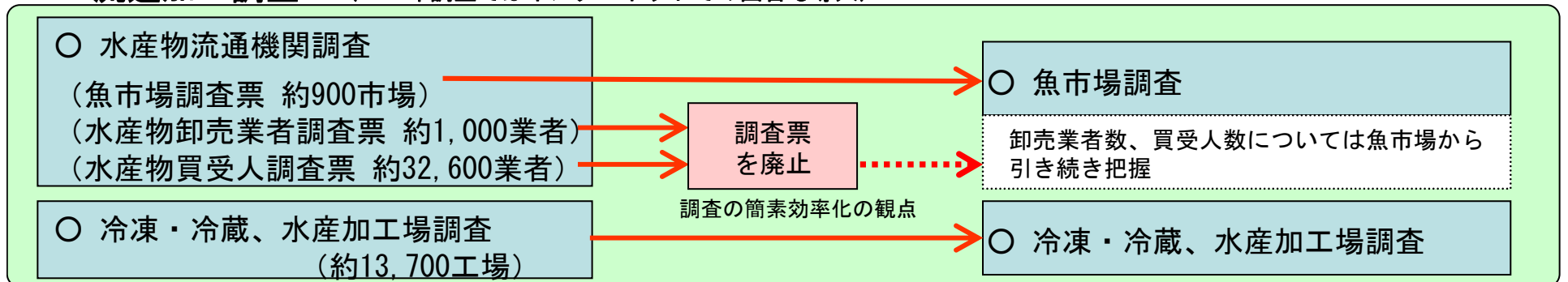
1 海面漁業調査 (他計申告調査 → 自計申告調査)



2 内水面漁業調査 (他計申告調査 → 自計申告調査)



3 流通加工調査 (2008年調査ではインターネットでの回答も導入)



※ 2003年調査までは、「漁業経営体調査」は調査員調査、それ以外の調査は職員調査であったが、2008年調査では全て調査員調査で実施予定

諮 問 の 概 要

(平成20年に実施される漁業センサスの計画について)

1 調査の目的等

漁業センサス（指定統計第67号を作成するための調査）は、我が国における漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態を明らかにすることにより、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

漁業センサスは、昭和24年以来、5年ごとに実施され、平成20年センサスは12回目となる。

2 漁業センサスの改正の趣旨

漁業センサスについては、我が国における漁業及び水産行政の動向に対応させた調査内容とすること、また、近年の個人情報保護の意識の高まり等の調査環境の変化や国家公務員の総人件費改革等の動きを踏まえ、調査を円滑かつ効率的に実施することが課題となっており、これらの課題への的確な対応を図るため、平成20年センサスにおいて、調査事項、調査方法等の変更を行う。

3 改正内容

(1) 調査体系の見直し

ア 調査の廃止

「漁業従事者世帯調査」については、これまで漁業経営体からの面接聞き取り調査によって調査対象（漁業従事者世帯）を特定していたが、近年の個人情報保護の意識の高まりを背景に、漁業経営体から漁業従事者の氏名、住所等を聴取し「調査客体候補者名簿」を作成することが困難となったことから、当該調査を廃止する。ただし、男女別、年齢階級別漁業従事者数については、自計申告方式による「漁業経営体調査」において把握する。

イ 調査対象の見直し

- (ア) 「漁業経営体調査」及び「内水面漁業経営体調査」の調査対象であった官公庁・学校・試験場については、実質的に漁業を営んでいないことから、調査の簡素化を図るため、調査対象から除外する。
- (イ) 「漁業管理組織調査」については、漁業協同組合関連組織に加え、複数の漁業経営体による自主的な集まりも調査対象としていたが、これらの自主的な集まりは、調査客体として特定することが困難であるため、調査対象から除外する。
- (ウ) 「海面漁業地域調査」及び「内水面漁業地域調査」については、漁村地域社会のコミュニティ活動なども把握するため、地方公共団体や遊漁案内業者等を

調査対象としていたが、漁業の生産条件を捉える本センサスの目的にかんがみ、調査項目を漁業の生産条件を捉える項目に限定し、地方公共団体や遊漁案内業者等を調査対象から除外する。

ウ 調査票の整理

- (ア) 「漁業経営体調査」では、従来、個人経営体、漁業協同組合・漁業生産組合、共同経営のそれぞれについて、他計方式により1種類の調査票で把握していたが、調査の自計化に伴い、正確な記入と調査客体の負担軽減を図るため、それぞれの調査票を作成し、分離して把握する。
- (イ) 「水産物流通機関調査」については、調査の簡素化、効率的実施の観点から、水産物卸売業者調査票及び水産物買受人調査票を廃止し、これら調査票で把握していた卸売業者数及び買受人数を新たな「魚市場調査」において把握する。

エ 新しい政策ニーズに対応した調査事項の追加

我が国の漁業における担い手の確保・育成や漁村地域の活性化等に資するため、漁業への新規就業者数、漁家民宿利用者数等を「漁業経営体調査」の中で、新たに把握する。

更に、資源管理型漁業への転換が進む中で、水産資源の回復・管理の推進を図る観点から、まぐろ類養殖施設面積を「漁業経営体調査」の中で新たに把握する。

(2) 調査方法の変更

ア 面接聞き取り調査から自計申告調査への移行

漁業センサスについては、これまで流通加工調査を除き、調査客体への面接聞き取りにより調査を行ってきたが、近年の個人情報保護の意識の高まり等を踏まえて、自計申告調査を基本とした調査方法へ移行する。

ただし、漁業就業者の高齢化等の状況を踏まえ、調査客体から面接聞き取り調査の申出があった場合には、引き続き面接聞き取りの調査方法によることも可能とする。

イ 職員調査から調査員調査への移行

漁業センサスについては、従来、「漁業経営体調査」を除き、職員調査により実施していたが、国家公務員の総人件費改革に伴う農林水産統計分野の定員削減に対応するため、調査員調査へ移行する。

ウ 一部調査におけるインターネット申告の併用

調査の円滑な実施と調査客体及び調査員の負担軽減等を図る観点から、流通加工調査において、政府共同利用システム（各府省共同利用型オンライン調査システム）を活用したインターネット申告を可能とする。

産業統計部会の審議状況について（報告）

第2回産業統計部会結果概要（未定稿）

- 1 日 時 平成19年12月21日（金）10:00～12:00
- 2 場 所 総務省第二庁舎3階 第一会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、出口委員、椿委員、本間委員、長屋委員、三木委員、山下委員、審議協力者（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県）、農林水産省（木村センサス統計室長他）、會田統計審査官他
- 4 議 題 平成20年に実施される漁業センサスの計画について
- 5 概 要
 - (1) 第1回産業統計部会の結果について、會田統計審査官から報告があった。
 - (2) その後、前回部会（11月22日開催）で審議した論点（案）のうち、再度、説明を求められた事項（①官公庁・学校・試験場の除外、②鯨類捕獲調査と小型捕鯨業、③コミュニティ活動等の把握）について、農林水産省から回答があり、審議が行われた。

なお、審議の際に、官公庁・学校・試験場の除外については、産業分類上の漁業に格付けされているものがないか確認し、漁業に産業格付けされているものは、調査対象として検討するよう指摘があった。
 - (3) 次に、残りの論点案について、個別論点ごとに農林水産省から説明があり、審議が行われた。なお、次の2点について、再度、検討するよう指摘があった。
 - ア 新規就業者「過去1年以内に新たな漁業を始めた人」の定義について
年齢条件が15歳以上65歳未満の者となっているが、65歳以上の新規就業者を把握する必要がないのかどうか検討すること。
 - イ 漁船登録データの活用について
漁船登録データの活用にあたっては、個人情報保護条例の規定や、漁業センサスのデータと漁船登録データのマッチングなどの課題があるが、活用について再検討すること。
 - (4) その他、次回は1月10日（木）10時から総務省第二庁舎3階会議室で開催する予定である旨、伝えられた。

第3回産業統計部会結果概要（未定稿）

1 日 時 平成20年1月10日（木）10:00～12:00

2 場 所 総務省第二庁舎3階 第一会議室

3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、出口委員、西郷委員、本間委員、長屋委員、山下委員、審議協力者（総務省、厚生労働省、経済産業省、千葉県、静岡県）、農林水産省（木村センサス統計室長他）、會田統計審査官他

4 議 題 平成20年に実施される漁業センサスの計画について

5 概 要

- (1) 第2回産業統計部会の結果及び第1回産業統計部会の結果概要の修正について、會田統計審査官から報告があった。
- (2) その後、前回部会（12月21日開催）で審議した論点（案）のうち、再度、説明を求められた事項（①官公庁・学校・試験場について、産業分類上の漁業に格付けされているものは調査対象とすべきではないか、②新規就業者の定義について、年齢条件が15歳以上65歳未満の者となっているが、65歳以上を把握する必要がないか除外することが適切であるか、③漁船登録データ活用の再検討）について、農林水産省から回答があり、再度、審議が行われた。
 - ・ 上記①については、産業分類上の漁業に格付けされている事業所を確認したところ栽培漁業センターなど漁業に格付けされているものがあった。これらの漁業に格付けされている事業所については、調査票案を変更して実施することです承された。
 - ・ 上記②については、年齢条件をはずし、調査票案を変更して、65歳以上も含めた新規就業者を把握する。また、漁業センサスの従業者の定義について、考え方を再整理することです承された。
 - ・ 上記③については、一部の都道府県から、検証のためのデータ提供を受け、その結果作業を行うこととしており、引き続き活用方策について、検討することです承された。
- (3) 次に、答申（案）についての審議を行い、各項目ごとに部会長から従前の部会における議論と趣旨の説明が行われ、何れの項目についても特段の意見はなく、軽微な修正については部会長に一任することです承された。
- (4) その後、部会で議論された事項のうち、基本計画部会等における議論の参考として部会長から第5回統計委員会に報告する事項について、案が示され、一部修正の上、報告することとされた。
- (5) 以上をもって、「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」の審議が終了し、部会長から各委員、審議協力者に対する謝意が述べられ閉会した。